広島県告示第四百九十二号

る同法第三十条の規定による通知ができないので、 大臣から受けたが、森林所有者の所在が不分明なため、同法第三十三条の三において準用す 九条の規定によって、次の保安林を指定施業要件変更予定保安林にする旨の通知を農林水産 の内容を安芸太田町役場の掲示場に掲示した。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第三十三条の三において準用する同法第二十 同法第百八十九条の規定によって、

平成二十六年六月三十日

広島県知事 湯 﨑 英 彦

指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び所有者(登記簿上の所有者) の氏名

一夫	石田	聖八四の二	- 坪野字大土地	山県郡安芸太田町大字坪野字大土地三八四の二
正人	野地	八一	- 穴字千本一言	山県郡安芸太田町大字穴字千本一三八一
康弘	小倉	現四一	了下殿河内字塔	山県郡安芸太田町大字下殿河内字権現四
吉助	森脇吉	屋敷七六五の三	丁下筒賀字城屋	山県郡安芸太田町大字下筒賀字城屋敷七六五の三
悦吾	栗栖焼	七六七の二、	が 七六六の一、 子下筒賀字高城	四〇〇の二、字城屋敷七六六の一、七六七の二山県郡安芸太田町大字下筒賀字高城四〇〇の一、
直助	栗栖			
松次郎	森中松	∞三九○	下筒賀字高城	山県郡安芸太田町大字下筒賀字高城三九〇
戸八郎	森脇戸			
) の 氏 名 所有者(登記簿上の所有者	一所	所	場	所

一指定の目的

土砂の流出の防備

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を広島県農林水産局森林保全課並びに関係町役

場に備え置いて縦覧に供する。